

2021年6月16日

各位

会社名 フリージア・マクロス株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥山 一寸法師
(コード：6343、東証第二部)
問合せ先 会計責任者 浅井 賢司
(TEL. 03-6635-1833)

日邦産業株式会社に対する公開買付けの条件変更に伴う
「日邦産業株式会社(証券コード：9913)に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

フリージア・マクロス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2021年1月27日、日邦産業株式会社(証券コード：9913)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2021年1月28日より開始しているところ、(i)対象者が2021年6月24日に開催を予定する第70期定時株主総会の第3号議案である「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件」の議案に関し、2021年6月15日付けで当該議案に反対の立場を取る具体的な理由が決定し、同日付けで対象者株主に対する当該議案の否決に向けた委任状勧誘を開始したこと、並びに(ii)対象者の当該第70期定時株主総会の第3号議案の決議、及び対象者が2021年3月8日付けで決議をした新株予約権の無償割当てにより同年4月23日付けで発行した新株予約権を、対象者が無償で取得することを求める議案に係る臨時株主総会の議案(公開買付者は当該議案の招集請求を同年6月3日付けで実施しております。)の決議を踏まえて、本公開買付けの撤回の方針の維持を同年6月16日付けで決定したことに伴い、本公開買付けにおける買付け等の期間を延長することを決定いたしました。

これに伴い、2021年1月27日付けで公表いたしました適時開示資料「日邦産業株式会社(証券コード：9913)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(その後の訂正も含みます。)を変更いたしますのでお知らせいたします。

変更箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針 ① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」

(変更前)

<前略>

上記の通り、同年6月2日付けで本件臨時株主総会請求を行う方針を決定し、同年6月3日付けで本件臨時株主総会招集請求を行ったことに伴い、公開買付者は、同年6月3日付けで関東財務局長に公開買付け届出書の訂正届出書(以下「6月3日付訂正届出書」といいます)を提出しておりますが、同日時点の本公開買付け期間が2021年6月3日までであったところ、6月3日付訂正届出書の提出により、法第27条の8第2項、法第27条の8第8項、及び府令第22条第2項の規定に基づき、公開買付者は、6月3日付訂正届出書を提出した2021年6月3日より起算して10営業日を経過した同年6月17日を本公開買付け期間の末日とし、本公開買付け期間を合計95営業日まで延長することを同年6月3日付けで決定いたしました。

<後略>

(変更後)

<前略>

上記の通り、同年6月2日付けで本件臨時株主総会請求を行う方針を決定し、同年6月3日付けで本件臨時株主総会招集請求を行ったことに伴い、公開買付者は、同年6月3日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書（以下「6月3日付訂正届出書」といいます）を提出しておりますが、同日時点の本公開買付期間が2021年6月3日までであったところ、6月3日付訂正届出書の提出により、法第27条の8第2項、法第27条の8第8項、及び府令第22条第2項の規定に基づき、公開買付者は、6月3日付訂正届出書を提出した2021年6月3日より起算して10営業日を経過した同年6月17日を本公開買付期間の末日とし、本公開買付期間を合計95営業日まで延長することを同年6月3日付けで決定いたしました。

その後、公開買付者は、対象者が2021年6月24日に開催を予定する第70期定時株主総会の第3号議案である「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」の議案（以下「本件買収防衛策継続議案」といいます。）に関し、2021年6月15日付けで本件買収防衛策継続議案に反対の立場を取る具体的な理由が決定し、同日付けで対象者株主に対する当該議案の否決に向けた委任状勧誘を開始いたしました（詳細は、公開買付者が同日付けで公表した「日邦産業株式会社の2021年度第70期定時株主総会に向けた委任状勧誘の開始について」と題するプレスリリース及び公開買付者のホームページに掲載している「日邦産業株式会社の株主様へ 買収防衛策発動により割当てられた新株予約権について」（<http://www.freesiamacross-extruder.com/jp/pdf/notification/20210616.pdf>）をご参照ください。).

また、その後、公開買付者は、2021年6月3日以降、本件買収防衛策継続議案の決議の可否及び本件臨時株主総会の決議の可否に係る本公開買付けの撤回方針について検討をいたしましたが、仮に、本件買収防衛策継続議案が否決、或いは、本件臨時株主総会の議案が可決された結果、対象者が当該新株予約権を無償で取得すること、及び本対抗措置の発動を撤回することを対象者取締役会が決定し、当該取得が当該新株予約権の行使期間（同年6月16日時点において、2021年8月1日から2022年3月31日までとなります。）の到来前に実現した場合においては、公開買付者が経済的損失を被る事態が生ずる恐れは低下すると考えられますが、同年6月16日時点においても、本公開買付けの撤回方針を維持することを決定いたしました。すなわち、上述の通り、同年5月20日以降は、最高裁判所により、本件特別抗告及び本件不許可決定に対する特別抗告の両方が棄却又は却下されると公開買付者が判断した場合、或いは棄却又は却下された場合において、本公開買付けを撤回する方針としていたところ、仮に本件買収防衛策継続議案が否決、或いは、本件臨時株主総会の議案が可決された結果、対象者による当該新株予約権の取得が、当該新株予約権の行使期間の前日（同年6月16日時点において、同年7月31日となります。）までに実行された場合においても、その後、対象者が、裁判所による特別抗告及び本件不許可決定に対する特別抗告の決定次第では、本対抗措置の発動及び新株予約権無償割当てを再度決定する可能性もあり、その場合は公開買付者が経済的損失を被る事態が生ずる恐れが再度高まることを踏まえ、同年6月16日時点においても、従前通り、本件特別抗告及び本件不許可決定に対する特別抗告の両方が棄却又は却下されると公開買付者が判断した場合、或いは棄却又は却下された場合において、本公開買付けを撤回する方針に変更はございません。

上記の通り、同年6月16日付けで本件買収防衛策継続議案の否決に向けた委任状勧誘の開始及び当該議案に反対の立場を取る理由が決定したこと、並びに本公開買付けの撤回方針の医事を決定したことに伴い、公開買付者は、同年6月16日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書（以下「6月16日付訂正届出書」といいます）を提出しておりますが、同日時点の本公開買付期間が2021年6月17日までであったところ、6月16日付訂正届出書の提出により、法第27条の8第2項、法第27条の8第8項、及び府令第22条第2項の規定に基づき、公開買付者は、6月16日付訂正届出書を提出した2021年6月16日より起算して10営業日を経過した2021年6月30日を本公開買付期間の末日とし、本公開買

付期間を合計 104 営業日まで延長することを同年 6 月 16 日付けで決定いたしました。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2021 年 1 月 28 日 (木曜日) から 2021 年 6 月 17 日 (木曜日) まで (95 営業日)

<後略>

(変更後)

2021 年 1 月 28 日 (木曜日) から 2021 年 6 月 30 日 (水曜日) まで (104 営業日)

<後略>

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(変更前)

2021 年 6 月 21 日 (月曜日)

(変更後)

2021 年 7 月 2 日 (金曜日)

以上